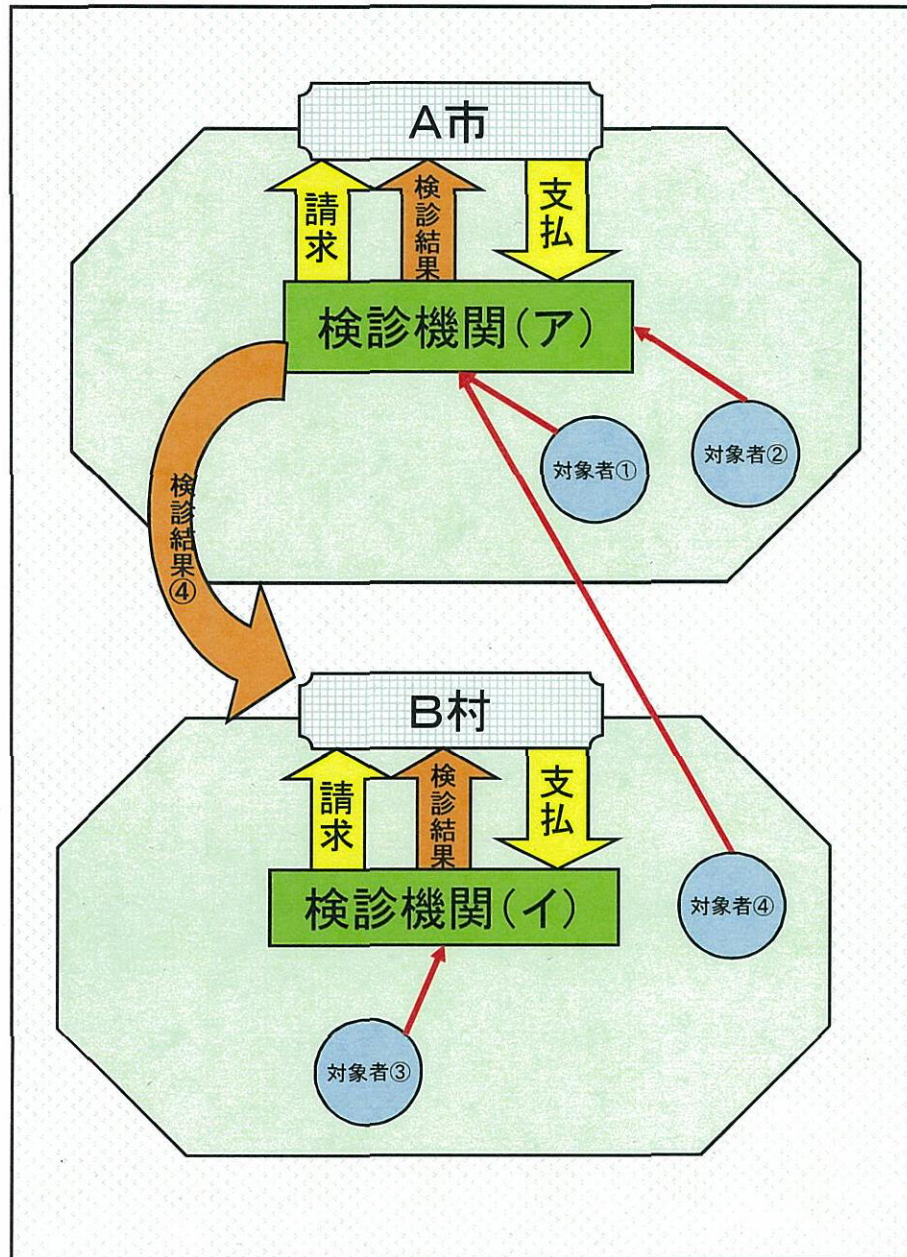


無料クーポン券による近隣市区町村との請求イメージ

※検診機関所在地の市区町村に請求する場合



○A市

- ・市内の対象者の調査
- ・検診機関との調整
- ・対象者へクーポン等の配布
- ・検診機関へ検診費の支払い(対象者①、②、④の分)
- ・国に補助金請求(対象者①、②、④の分)

○検診機関(ア)

- ・対象者①、②、④の検診費用をA市へ請求
- ・対象者①、②の検診結果及びクーポン券をA市へ、④の検診結果及びクーポン券の写しをB村へ送付

○メリット

- ・近隣市区町村及び県域を越えた検診機関との契約手続きが
必要ない。
(※A市と検診機関(ア)との契約において、他の市区町村に
居住する者であっても、がん検診を実施し、その費用につ
いては、契約者に請求できること、かつ、検診結果及びク
ーポン券の写しを受託者である検診機関から対象者の
居住する市区町村に送付するといった契約を行っておく
ことが必要。)
- ・対象者の一時負担がない。
- ・まとめて検診機関に支払うことができるため、振込手数料の費
用が節約